

○厚生労働省令第百三十二号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十一日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に改める。

第二十条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改める。

第二十一条中「第四十条第二項第三号」を「第四十条第二項第六号」に改める。

第二十二条第三項中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第一号から第五号まで」に改め、同条第四項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第二十三条第一項中「及びこころとからだのしくみの領域」を「、こころとからだのしくみの領域及び医療的ケアの領域」に改める。

第二十四条の二第三号を次のように改める。

三 介護福祉士試験に合格した年月

第二十六条中「、「を厚生労働大臣」とあるのは「に法第三十九条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを厚生労働大臣」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、同条第四号に該当する者にあつては、同号に該当することを証する書面の添付を要しない」と」を削る。

第二十八条第一項第一号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

附則第一条の次に次の一条を加える。

(介護福祉士試験の受験資格に関する暫定措置)

第一条の二 第二十一条の規定の適用については、当分の間、同条中「認められた者」とあるのは、「認められた者及び三年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。

附則第二条第一号中「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

様式第五及び様式第六を次のように改める。



(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第二条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条第六号中「すべて」を「全て」に、「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に

届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第六条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同条第二号中「あつては」を「あつては」に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二 法第四十条第二項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という

。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 修業年限は、六月以上であること。

ロ 教育の内容は、別表第五に定めるもの以上であること。

ハ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有する

こと。

ニ 別表第五に定める教育の一部を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校若し

くは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 法附則第九条第一項に規定する高等学校又は中等教育学校（次号ハ(5)において「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

へ 介護過程Ⅲを教授する教員は、ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第五条第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

チ 一学級の定員は、五十人以下であること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

ヌ 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

ル 管理及び維持経営の方法が確実であること。

ヲ 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されて

おり、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、ニ、へ及びト並びにヌからヲまでに該当するものであること。

ロ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ ロの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第四号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第五号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ニ 印刷教材は、別表第五の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ホ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第五の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く。）について一回以上行うこととし、添削に当たつては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

ヘ 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認をすること。

ト 面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八条第一項第十号ロ中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号ま

で」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ 法第四十条第二項第五号に規定する養成施設 面接授業を他の養成施設等を実施させる場合には、当該他の養成施設等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該他の養成施設等において実施する面接授業の科目

第八条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三号までに規定する養成施設に係る第一項の」に改める。

第九条第二項中「関する事項」の下に「、同号ハに掲げる他の養成施設等に関する事項」を加える。

第十条第三号中「異動」の下に「（実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三号までに規定する養成施設に限る。）」を加える。

第十二条中「及び第十四号ロ」を「、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホ」に改める。
別表第二中「（第三条―第七条関係）」を「（第三条―第七条の二関係）」に改める。

五〇	五〇	五〇	医療的ケア	医療的ケア
「を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五				

〇」に、「一、一七〇」を「一、二二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

- 備考 一 第一号養成施設における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。
- 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十分時間以上とするものとする。
- 三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第七条の二関係）

科目	時間数
人間の尊厳と自立	五

社会の理解 I	
社会の理解 II	
介護の基本 I	
介護の基本 II	
コミュニケーション技術	
生活支援技術 I	
生活支援技術 II	
介護過程 I	
介護過程 II	
介護過程 III	
発達と老化の理解 I	
発達と老化の理解 II	
認知症の理解 I	

一〇	二〇	一〇	四五	二五	二〇	三〇	二〇	二〇	二〇	一〇	三〇	五
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---

	認知症の理解Ⅱ	二〇
	障害の理解Ⅰ	一〇
	障害の理解Ⅱ	二〇
	こころとからだのしくみⅠ	二〇
	こころとからだのしくみⅡ	六〇
	医療的ケア	五〇
合計		四五〇

備考 一 介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

四 第五号養成施設における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚

生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(昭和六十二年

厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の表筆記試験の項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

(国民年金法施行規則の一部改正)

第四条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第二十号中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第五条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百七条第六十号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで

及び第五号」に改め、同条第六十一号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に、「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第七百十三号第十九号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第二十号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に、「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第七百四十二条第二十四号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第二十五号中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に、「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正)

第六条 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十二條第三項の規定による実技試験の免除は、三年以上介護等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この条において「法」という。）第二條第二項に規定する「介護等」をいう。）の業務に従事した者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）附則第二條第二項の規定による指定を受けた同法第三條の規定による改正後の法第四十條第二項第五号に規定する学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものについては、この省令の施行前においても、新規則第二十二條第三項の規定の例により行うことができる。